

令和5年度福島県喀痰吸引等研修(第三号研修)

(特定の者対象)受講のための注意事項

1. 個人情報等について

ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。提出された受講申込書等については返却しませんので、予めご了承ください。

2. 「特定の者」の対象となるケースについて

ALS等の重度障がい者について、利用者とのコミュニケーションなど利用者と介護職員との個別な関係性が重視される場合になります。

【障がい名等の例】

筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等

3. 研修課程において介護職員等が行うことが許容される医行為の範囲は以下のとおりです。

たんの吸引	口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部	口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。
経管栄養	胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養	胃ろう・腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、定期的に看護職員が行う。

4. 基本研修における試験について

試験は、20問(四肢択一)で試験時間は30分で行います。9割以上正解した者を合格者とし、実地研修を実施できるものとします。

不合格者は再試験を実施する予定です。(日程は未定)

5. 基本研修試験合格者

基本研修合格者には、県から証明書を送付いたします。同時に、実地研修についての取扱い要領及び指導職員に対する自主学習のためのDVD及びマニュアル、報告書の様式等をお送りいたしますので、証明書の到着後、実地研修を開始してください。

なお、利用者の状態等により、実地研修が予定どおり進まない場合で、令和5年2月28日までに修了できないことが見込まれる場合には、県障がい福祉課までご連絡ください。

6. 実地研修

実地研修は、指導者養成研修(自主学習)を修了した訪問看護ステーションの看護師等の指導の下、介護職員が実際担当する対象者の自宅等において、該当する行為それぞれについて実施します。

習得程度の審査方法については、平成24年3月30日付け社援発0330第43号「喀痰吸引等研修実施要綱について」別添3「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」によるものとします。

(1)指導職員等

実地研修での指導者は、当該対象者に対し日頃から連携を図っている訪問看護ステーションや医療機関の看護師等となりますが、指導者は、事前に自主学習等をする必要がありますので、あらかじめ、関係する訪問看護ステーションや医療機関に対し、実地研修における指導の協力要請を行ってください。

実地研修についての取扱い要領及び指導職員に対する自主学習のためのDVD及びマニュアル、報告書の様式等をお送りいたしますので、事業所において日程等を調整し、実施してください。

(2) 事業所での準備

実地研修に際しては、安全性を確保し、体制を整備したうえで実施してください。

実地研修の受講に当たっては、下記のことを準備してください。

- ア 利用者又は家族からの同意書
- イ 利用者のかかりつけ医の書面による指示書
- ウ 損害保険の加入(証明できる書類)
- エ 実地研修における体制の確認
 - (ア) 家族、かかりつけ医、指導看護師、保健所の保健師等の役割分担や連携体制
 - (イ) 実地研修の個別具体的な計画書
 - (ウ) 技術の手順書の整備
 - (エ) 在宅の場合には定期的なケア・カンファレンスの実施(安全委員会の設置)
 - (オ) 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
 - (カ) ヒヤリハット事例の蓄積・分析
 - (キ) 夜間を含めた緊急時の対応の手順を整備するとともに、定期的な訓練の実施。
 - (ク) 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。
 - (ケ) 医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

(3) 実地研修の期限

令和5年度における実地研修は令和6年2月29日まで修了した場合を対象とします。なお、実地研修が終わらない場合も、基本研修修了時(試験合格後)に証明書をお渡しいたします。

(4) 実地研修のみを実施する場合

次の例による場合等が該当します。その他の場合には、お問い合わせください。なお、「違法性阻却」による経過措置対象の介護職員等が新たな利用者・新たな行為を実施する場合には、原則的には「基本研修」から受講してください。

<参考例>

- ・既に基本研修・実地研修を修了した者
 - 新しい利用者に対して実施したい。もしくは、既に認定された行為以外について実施したい。

7. 研修修了後について

本研修を修了しただけでは、たん吸引等の実施することはできません。

研修を修了した介護職員等は、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、県に申請をしてください。なお、実地研修のみを追加で受けた場合にも、認定証の交付は必要です。

その後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等を雇用し、たんの吸引等を行う事業者は、県に「登録特定行為事業者」としての登録申請をしてください。

「認定証」は「誰が」「誰に」「何を」がセットです。一つでも変われば、別の認定証が必要ということになります。